## 千葉県あんしん賃貸支援団体変更登録申請書(変更登録)

千葉県知事 様

	所在	生地	〒 -
申			
請			
者			
	名	称	

登録事項 ※ 変更する項目の				み記載してください。県ホームページにも反映します。(△印のあるものを除く)			
				(変更前)	(変更後)		
団体名							
少 <u></u>		役	職				
代表者		氏	名				
変更後の団体の種別				公益法人・社会福祉法人・特定非営利活動法人・医療法人・任意団体			
				その他(	)		
所在地		郵便番号		〒 -	-		
		都道府県					
		市	町村				
		町	名				
		丁目	・番地				
		ビル	2名・階				
電話番号							
FAX番号							
ホームページURL							
担当者(△)	氏名						
	メールアドレス						

変更登録年月日 (記入不要)	年	月	目	変更登録番号 (記入不要)	

変更後の支援の対象者(※)	□ 低額所得者 □ 被災者 □ 高齢者 □ 障害者 □ 外国人				
右欄に掲げる者は住宅確保要配慮	□ 子どもを育成する者 □ 中国残留邦人 □ 児童虐待を受けた者				
者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律及び同施行規則で規	□ ハンセン病療養所入所患者 □ DV(ドメスティックバイオレンス)被害者				
定されている住宅確保要配慮者を 略して記載したものです。条文を確	□ 拉致被害者 □ 犯罪被害者 □ 保護観察対象者				
認したうえで対象とする者につい	□ 激甚災害が発生した日にその区域内に居住していた者				
してください。   	□ 生活困窮者自立支援法に基づく援助を受けている者				
詳細又は特記事項					
	□ 入居前支援				
	□ 調整(相談対応・連絡調整)				
	□ 物件探し □ 物件情報の提供				
	□ 不動産店の紹介				
	□ 入居手続き(契約手続きの立会)				
	□ 金銭面支援(資金貸付·支給)				
	□ その他( )				
変更後の支援内容(※)	□ 入居後支援				
	□ トラブル対応 □ (電話)相談				
	□ トラブル時の対応				
	□ 緊急時の対応				
	□ 見守り □ 医療機関との連携				
	□ 安否確認				
	□ 金銭面支援(資金貸付·支給)				
	□ その他( )				
変更後の活動対象市町村					
備考					

- - 2. 「支援内容」欄の「その他」に図する場合は、( ) 内に支援内容を簡潔に記入してください。

私は、千葉県あんしん賃貸支援事業実施要領第16条第2項に基づき、別添誓約書のとおり 「 誓約するとともに、同要領第17条第1項第1号から第10号に掲げる者に該当しません。

【千葉県あんしん賃貸支援事業実施要領第17条第1項第1号から第10号】

- (1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
- (2) 第21条第2項の規定により登録を取り消され、その取り消しの日から起算して1年を経過しない者
- (3) 法人であって、その役員のうちに前2号のいずれかに該当する者があるもの
- (4) 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が第1号又は第2号のいずれかに該当する者
- (5) 個人、法人又は団体の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者又は理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員等」という。)である者
- (6)役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員等を利用するなどしている者
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的にあるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者
- (10) 第5号から第9号のいずれかに該当するものの依頼を受けて申請しようとする者